

関島社会保険労務士事務所便り

2013年
6月号

社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-5010

HP：<http://www.srseki.info>



（花菖蒲）

マイナンバー法の成立と会社実務への影響

◆概要と利用イメージ

5月24日「マイナンバー法」が国会で成立しました。同法施行後は、国民1人ひとりに「マイナンバー」が割り当てられます。そして、各種手続きや申請の場面で利用され、事務の効率化が図られる...というイメージですが、実は、すぐにすべての場面で利用されるわけではありません。

政府・与党の社会保障改革検討本部では、段階的に利用範囲を拡大する構想を持っており、第1段階では社会保障および税の分野での利用、第2段階では幅広い行政分野での利用、第3段階では国民が自ら同意した場合の民間サービス等での利用、となっています。

◆給与計算、労働・社会保険に与える影響

では、給与計算や労働・社会保険の手続実務は、どのように変わのでしょうか？

まず、番号は各人に対して居住する市町村から通知されます。施行に伴い各種申請書等には番号を記載する欄が設けられ、企業は従業員から番号の提供を受け、税務上はその番号を源泉徴収票等の記載欄に記載し、支払調書等提出することとなります。

なお、企業経営者には経営者個人の番号と法人に割り当てられる番号を結び付けることにより、課税強化がなされることを心配する声がありますが、このような取

扱いは法律で禁じられているため、個人の番号と法人の番号が結び付けされることはありません。

労働・社会保険の手続きにおいては、申請書等に番号を記載することになります。

厚生労働省の資料（「マイナンバー法案に係る厚生労働省関係の業務について」）によれば、傷病手当金支給申請者の所得確認や、労災年金支給申請者の他給付の受給状況の確認、未支給となっている失業等給付や年金給付に関する手続き、国民年金保険料の免除申請等、様々な分野での利用が見込まれており、添付書類の省略等も予定されています。

◆個人情報保護への影響

現行の個人情報保護法では、取扱件数が5,000件以下の事業者については個人情報取扱事業者には該当しませんが、マイナンバー法施行後は、これらの事業者についても個人情報取扱事業者と同様の安全管理措置等が求められることとなります。

そのため、番号をどう管理するか、取扱いができる部署や担当者をどのように制限するか等の社内規程の整備とそれに伴う手続きの制定、また、従業員に対する教育も必要となります。

加入期間不足で年金がもらえない人は「カラ期間」調査を

◆加入必要年数は25年

年金がもらえるための加入必要年数は、国民年金だけでも、国民年金と他の年金とが混ざっている人でも当面は25年（平成27年10月以降は10年の予定）が必要です。この「25年」には

- ① 国民年金、共済年金、船員保険の他、「カラ期間」も含めます。
- ② 国民年金の期間には、保険料納付済期間の他に、免除期間や猶予期間（学生や30歳未満）が含まれますが、保険料を滞納した期間は含まれません。
- ③ 必要年数には、日本と通算協定のある外国年金の加入期間も含まれます。

◆カラ期間の特徴

- ① カラ期間は、原則として昭和36年4月以降昭和61年3月までの20歳～60歳までの期間にあることが条件です。
- ② カラ期間は年金の受給資格を見る上で必要ですが、年金額には反映されません。

◆s61.3以前、夫が厚生年金のときなど

- ① 昭和61年3月以前の夫が厚生年金加入者で妻の任意加入期間。離婚妻も離婚前の結婚期間はカラ期間です。
- ② 遺族年金や扶助料（遺族恩給）を受給中の期間はカラ期間です。
- ③ 夫が厚生年金の老齢年金を受給中期間や、受給前の期間。ただし、夫の通算年齢

年金受給中の期間はカラ期間になりません。

- ④ 夫も妻と同様カラ期間が適用されます。
- ⑤ 厚生年金の脱退手当金を受給した期間（昭和36年4月以降の20歳前の期間を含みます）。ただし、昭和61年4月以降に国民年金に加入していること（＝新年金該当者）が条件です。
- ⑥ 昭和36年4月から平成3年3月までの学生だった期間のうち、20歳から60歳までの期間（新年金該当者に限る）
- ⑦ 外国在住期間のうち、日本国籍を有していた期間（新年金該当者に限る）

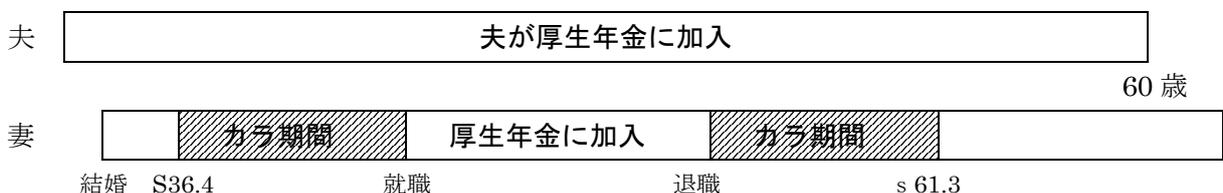
◆第3号被保険者期間とは異なる

国民年金ができた昭和36年4月当時、専業主婦は、「国民年金の任意加入者」でした。そのため、国民年金に加入すれば、その期間は保険料納付済期間になり、加入しなければ、カラ期間になります。

それが、昭和61年4月からは、国民年金の強制加入者になり、夫が厚生年金や共済年金の妻は第3号被保険者となり、その期間は年金額に反映されます。

◆見つければ遡ってもらえる

カラ期間があることによって年金受給権が生まれるならば、65歳時までの5年の範囲内で遡ってもらえるため、加入期間不足で年金がもらえない人は、カラ期間の有無を調べることが必要です。



今年度限定 助成金 「若者チャレンジ奨励金」のポイント

訓練期間月15万円プラス1年経過後50万円、2年経過後50万円

◆厚生労働省が始めた3つの事業

厚生労働省は、今年度から、若年者・非正規雇用労働者の雇用支援策として、次の3つの事業を新たにスタートさせました。

- (1) 「若者チャレンジ奨励金」
- (2) 「若者応援企業宣言事業」
- (3) 「キャリアアップ助成金」

ここでは、多くの企業が活用できる可能性のある「若者チャレンジ奨励金」についてご紹介します。

◆奨励金の概要

この「若者チャレンジ奨励金」は、事業主が、35歳未満の非正規雇用（条件は下表参照）の若者を、自社の正社員として雇用することを前提に、自社内での実習（OJT）と座学（OFF-JT）を組み合わせた訓練（若者チャレンジ訓練）を実施した場合に、「訓練奨励金」として受講者1人1月当たり15万円〔最大2年間〕が支給されます。

さらに、上記の訓練終了後に、訓練受講者を正社員として雇用した場合には、「正社員雇用奨励金」として1年経過後に1人当

たり50万円、2年経過後に1人当たり50万円〔合計100万円〕が支給されます。

◆要件の確認が必要

この奨励金の要件である「35歳未満の若者」「若者チャレンジ訓練」の詳細については、厚生労働省のホームページでご確認いただくか、当事務所にお問い合わせください。まず、訓練実施計画をハローワークに提出し、確認を得て求人募集します。

なお、ここでいう「座学（OFF-JT）」については、自社の従業員が講師を務めても良いこととされている点は、費用の面から見ても大きなメリットと言えます。

◆早めに手続きを行うことが重要

この奨励金は「平成25年度末（平成26年3月末）」までの時限措置となっています。また、政府の予算の範囲内で支給されるものですので、予算額に達した場合には申請の受付が終了してしまいます。

申請を検討されている場合は、早めに手続きを行うことが重要です。

訓練奨励金	訓練実施期間に訓練受講者1人1月当たり15万円
正社員雇用奨励金	訓練終了後、訓練受講者を正社員として雇用した場合に、1人当たり1年経過後に50万円、2年経過後に50万円（計100万円）

若者チャレンジ訓練の対象者

35歳未満の若者であって、以下のいずれにも該当する者

- 過去5年以内に訓練を実施する分野で正社員としておおむね3年以上継続して雇用されたことがない者などであって、登録キャリア・コンサルタントにより、若者チャレンジ訓練へ参加することが適当と判断され、ジョブ・カードの交付を受けた者
- 訓練を実施する事業主と期間の定めのある労働契約を締結する者など

※ 新規学校卒業予定者および新規学校卒業者は、原則として卒業日が属する年度の3月31日まで若者チャレンジ訓練の対象者として募集することができません。

●個別労働紛争、パワハラがトップ

厚生労働省は 2012 年度の個別労働紛争の相談状況を発表した。11 年度までは解雇問題での相談が最多であったが、パワハラが初めて上回ったとしている。12 年度の相談件数は前年度比 0.6%減の 25 万 4719 件。うちパワハラが 12.5%増の 5 万 1670 件、解雇が 10.9%減の 5 万 1515 件となっている。(5 月 31 日)

●連合が最低賃金の引上げを要請へ

連合が、最低賃金について、民主党政権時の数値目標であった「2020 年までに全国で最低時給 800 円、平均 1,000 円」までの引上げを求め、厚生労働省に要望書を提出したことがわかった。2012 年度の全国平均は 749 円で目標には遠く、同省では、6 月から公労使 3 者審議会で議論をスタートさせる予定。(5 月 28 日)

●国民年金保険料納付率が 7 年ぶりに改善

2012 年度における国民年金保険料の納付率(2012 年 4 月～2013 年 2 月分)が 58.2%(前年同期比 0.2 ポイント増)となり、7 年ぶりに前年度を上回る見込みであることがわかった。2011 年度は過去最低を更新していた。(5 月 26 日)

●「共通番号制度関連法」が成立

個人と法人に個別の番号を割り振る「共通番号制度関連法」(マイナンバー法)が参議院で可決・成立した。2015 年 10 月に個人番号の通知がスタート、2016 年 1 月から番号情報が入った IC チップを載せた顔写真付きの個人番号カードを市町村が配付し、

個人番号で年金の照会などができるようになる。(5 月 24 日)

●失業手当の拡充措置の延長を検討へ

厚生労働省が雇用保険制度の見直しに乗り出すことがわかった。労働政策審議会(雇用保険部会)で明らかになったもので、2013 年度末で期限切れとなる失業手当の拡充措置の延長や、雇用保険料率の見直しについて検討し、2014 年の通常国会に雇用保険法の改正案を提出する方針。(5 月 24 日)

●教育訓練給付拡充へ 社労士資格も対象

厚生労働省が、教育訓練給付制度を拡充する方針を明らかにした。若者の能力開発支援が目的で、厚生労働大臣が指定した講座(社会保険労務士、社会福祉士、保育士など)では、最大で 1 年以上費用の一部を補助し、資格取得など目標を達成した時点で上乗せ支給する仕組みも設ける。2014 年の通常国会に雇用保険法の改正案を提出する見込み。(5 月 23 日)

●介護職員の給与が増加 厚労省調査

厚生労働省が介護職員の給与に関する調査結果(昨年 9 月時点)を発表し、「介護職員処遇改善交付金」の効果等により、常勤職員の平均月給額(賞与相当分も含む)が 1 年前と比較して 5,880 円増加し、27 万 5,700 円となったことがわかった。非常勤職員の平均額は 3,070 円増加して 13 万 9,000 円となった。(5 月 22 日)

